

船橋市小児救急ガイドブックに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱及び船橋市広告掲載基準の規定に基づき、船橋市（以下「市」という。）が発行する船橋市小児救急ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）への広告掲載に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ガイドブック 子どもが夜間や休日に急病になった時の判断目安となるために作成されたものをいう。
- (2) 広告主 ガイドブックに広告を掲載する者をいう。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市長が指定した位置とする。

(広告掲載の範囲)

第4条 掲載することができる広告は、船橋市広告掲載に関する要綱第3条、船橋市広告掲載基準第4条及び第5条の規定による。

2 前項の規定に定めるもののほか、次のいずれかに該当するものは、広告掲載しない。

- (1) 配布期間内に広告の有効期限が到来するもの
- (2) 医療機関、助産所、薬局及び薬店
- (3) 死を連想させるもの
- (4) 興信所、探偵業、遊興業等
- (5) その他ガイドブックに相応しくないと市長が判断するもの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、ガイドブックの発行毎に市長が定める。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は、ガイドブックの発行の日から、新たにガイドブックを発行する日までとする。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、市が行うものとする。

2 市は、市のホームページ等により広告主の募集の告知をするものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 広告主は、ガイドブック広告掲載申請書（第1号様式）により、掲載しようとする広告の原稿案等を添えて、市長に申請をするものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査により当該広告の掲載の可否を決定し、ガイドブック広告掲載決定等通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（広告掲載の決定方法）

第9条 広告掲載の可否は、広告内容を審査し、内容が適当と認められる場合には広告主として決定する。なお、募集枠を超えた場合は抽選により決定する。

（広告の作成及び提出）

第10条 第8条第2項の規定により、広告掲載の決定を受けたものは、広告の版下原稿の作成を行い、版下原稿を電子媒体により市長に提出する。この場合において、当該作成に係る経費の一切について、市は負担しない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の原稿に対して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものについての使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（免責事項）

第12条 市は、広告主に対し、広告掲載に関するいかなる責任も負わない。

2 市は、第8条第2項に基づき広告掲載が決定した後、広告主の責に帰する事由により、広告掲載をしなかった場合において、広告主に対し、広告の掲載料の還付及び当該広告掲載をしなかったことに伴う損害賠償をしない。

（補則）

第13条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。